

第 13 号議案

豊後大野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

豊後大野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）の一部改正により、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する公務災害補償義務が規定されたことに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「豊後大野市立学校」の次に「及び豊後大野市幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）」を加える。

第 2 条中「豊後大野市教育委員会」の次に「（認定こども園の学校医等に係るものにあつては、市長）」を加える。

第 6 条中「教育委員会規則」を「実施機関が規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。